

201001号



悪質商法は許さないゾー

平成22年8月24日  
環境生活総務課  
(消費生活室)  
TEL 0852-22-5103  
FAX 0852-32-5918  
E-mail  
[syohisen@pref.shimane.lg.jp](mailto:syohisen@pref.shimane.lg.jp)

## 消費者被害注意情報

### ☆ 住宅リフォーム詐欺に注意

「近所で工事をしていました。お宅の屋根を見たら瓦がずれています。無料で点検をします。」このように突然、リフォーム業者がやってきます。突然訪問する業者には注意しましょう。

#### ● 訪問時のトークなど

業者は、「住宅の無料点検をしている。お宅の屋根（床下）を見せて欲しい。」「アンテナがこわれています。」などと言葉巧みに声をかけ、時には強引に上がり込み、屋根に登ったり床下に潜ったりします。

#### ● 不安をあおる

業者は、様々な手口で勧誘します。割れた瓦やひびの入った基礎の写真を見せ、「瓦が傷んでいる。このままだと屋根がボロボロになってしまう。」「基礎を補強しなければ家が倒れる。」などと不安をあおります。

#### ● その日のうちに工事契約を迫る

不安をあおった上で契約を迫ります。「今なら残った材料があるので半額でできる。」「キャンペーン中なので安くできる。」などの言葉で、じっくり判断する時間を与えず、すぐ契約しないと損をするようなセールスをします。

#### ● 契約直後の着工・極めて早い工事費の請求

契約の翌日など、契約から日を置かずに工事が始まり、多くの工事は数日で終了します。

さらに、手付金、材料調達費などの名目で着工前に工事費を請求したり、完工直後に工事費を集金し、契約を早期に完結させようとすることもあります。

これらは、既成事実をつくり上げ、「クーリング・オフ＝契約の解除」をさせないために行われるものです。（なお、訪問販売の場合は、契約から8日以内であれば、工事が終了していても、あるいは工事費を支払っていても、クーリング・オフが可能です。）

#### ● 不安であれば

知り合いの業者さんや、知らなければタウンページなどで調べて地元に着した、リフォーム業者や工務店などに依頼して、再度調査をしましょう。

#### ● 高齢者が狙われやすい

高齢者に親切を装ってやってくる悪質な業者がいます。離れて暮らしているご高齢家族とか、親しくしている身近な高齢者家庭に、住宅リフォーム詐欺があることを教え、注意するよう声を掛けるようにしましょう。